

議会局業者指名選定等委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 議会局における契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、議会局業者指名選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する契約（財政局資産管理部契約課が所管する契約及び一般競争入札による契約を除く。以下同じ。）に関し、その方法、指名業者の選定その他必要な事項を調査審議する。

- (1) 目的物の予定価格が川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号） 第24条の2各号に掲げる金額を超える契約
- (2) 目的物の予定価格が前号の金額を超えない委託契約のうち、指名業者として1者を選定して契約を結ぶもの
- (3) その他委員会に諮ることが適当と認められる契約

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ、又は委員の要求に基づき委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長は、緊急を要するとき又はやむを得ない事情により委員会を招集できないときは、持回り議決書（第1号様式）によって議決することにより会議に代えることができる。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、前項の規定に基づく議事は、委員の過半数の決裁をもって決する。

(専門部会)

第5条 委員会が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

3 部会長は、部会を掌握し、部会の審議の過程及び結果を委員会に報告するものとする。

4 部会の会議については、第3条第3項及び前条（第3項及び第4項ただし書を除く。）の規定を準用する。

(選定等の基準)

第6条 委員会において指名業者の選定等を行うときは、当該業者について、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 信用状況

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 過去における委託業務に係る成績

(4) 他に受託している業務の進捗状況

(5) その他必要な事項

2 委員会に諮る第2条第1号に掲げる契約に係る指名業者の数は、特別な事情がある場合を除き、5以上とする。

3 委員会において前2項の規定に基づく事項について調査審議するため、業務担当課長は、指名業者等調書（第2号様式）を作成し、委員長に提出しなければならない。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(開催の依頼)

第8条 業務担当課長は、第2条の所掌事項に係る契約を行おうとするときは、指名選定等委員会開催依頼書（第3号様式）を作成し、委員長に提出しなければならない。

(指名選定等の通知)

第9条 委員長は、指名業者を選定し、又は契約方法等を決定したときは、指名選定等通知書（第4号様式）を業務担当課長に送付しなければならない。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、議会局総務部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

(議会会議録検索システム選定・仕様検討委員会設置要綱の廃止)

2 議会会議録検索システム選定・仕様検討委員会設置要綱（平成 11 年 5 月 13 日川議議第 32 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員長	議会局長
副委員長	議会局総務部長
委員	議会局議事調査部長 議会局総務部庶務課長 議会局議事調査部議事課長 議会局議事調査部政策調査課長 その他委員長が指名する者

持回り議決書

別添のとおり選定してよいでしょうか。

(業者指名選定等委員)

委員	庶務課長	議事調査部長	総務部長	議会局長
承認				
不承認				
委員	議事課長	政策調査課長		
承認				
不承認				

指 名 業 者 等 調 書

件 名					
委託業務等の概要					
年度予算額	千円				
指 名 業 者	1	2	3	4	5
議会局実績					
本市実績					
その他の実績					
業者の概要					
社 名					
設 立					
本社（例：東京都中央区）					
市内、準市内、市外の区分	☐ 市内 ☐ 準市内 ☐ 市外	☐ 市内 ☐ 準市内 ☐ 市外	☐ 市内 ☐ 準市内 ☐ 市外	☐ 市内 ☐ 準市内 ☐ 市外	☐ 市内 ☐ 準市内 ☐ 市外
資本金					
職員数					
年間平均売上高					
業者番号					
前回推薦の有無					
その他					
契 約 方 法					
随意契約の場合の理由					
備 考					

*随意契約とする場合は、参考資料として当該業者の見積書を添付すること。

指 名 選 定 等 通 知 書

件 名	
依頼年月日	
業務所管課名	
年 月 日開催の委員会において、次のとおり選定等されたので報告します。 議会局業者指名選定等委員会 委員長	
番号	業 者 名
1	
留意事項	